

外国人医師等研修受入推進事業実施団体公募要領

1 総則

厚生労働省では、医療の国際展開のための施策として、新興国等各国保健省との協力関係構築を通じて、我が国の先端医療についての技術移転や、医薬品・医療機器の開発から承認に至るプロセスについての相互理解の促進、また外国人が安心して日本の医療サービスを受けられる環境整備などを推進しているところですが、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」や「健康・医療戦略」において「国際保健外交戦略との連携、ODA、政策金融等の活用も図り、真に相手国の医療の発展に寄与する持続的な事業展開を産業界とともに実現する」とされたことを受け、更に取組を進めていく必要があります。

本事業では、日本式の医療や保険医療制度を諸外国と共有し、全ての人が基礎的保健医療サービスを受けられることを目指し、外国人医療従事者受入研修を実施する団体を選定するために、以下のとおり実施団体の公募を行います。

2 事業内容

厚生労働省（日本政府）と医療分野に関する覚書を署名した国等との協力関係を強化するとともに、日本の医療を効果的・効率的に国際展開するために、諸外国の医療従事者を研修目的で受け入れる事業を行う団体を公募します（別紙参照）。

（研修のイメージ）

- ① 日本の医療技術、および医療機器、医薬品等資機材の活用の研修
（例）内視鏡に係る診断、治療の手技を指導及び教育することにより、〇〇地域における内視鏡診断・治療の普及率の向上に寄与する。
- ② 日本の医療施設・体制、マネジメント等の人材・設備面の研修
（例）日本の看護システム等を指導及び教育することにより、派遣元病院全体、ひいては、〇〇地域における医療の発展、向上に寄与する。
- ③ 医療制度、公的保険制度等の制度・環境整備面の研修
（例）日本の皆保険制度や医療法上の〇〇基準などを指導及び教育することにより、〇〇国・地域での施策の改善に寄与する。

留意点

- ① ODAを活用して医療従事者の受入を実施した場合や学位取得のための研修の場合は、本事業の対象となりません。
- ② 日本国内の医師法や医療法等の医事法制を遵守して事業実施してください。また、本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があります、厚生労働省が必要に応じて助言等を行うものとします。

3 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとします。

- ① 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- ② 日本に拠点を有していること。
- ③ 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 医療の国際展開の推進に係る国の施策やその検討に協力すること(事業実施後、実施した研修の概要、研修を効果的・効率的に行うための留意点、今後の改善点、研修事業を通じて日本の医療の国際展開を推進するための留意点等について報告すること)。

4 採択団体数及び事業実施期間

採択団体は5団体程度とします。

事業期間は、交付決定日から平成27年3月31日とします。

- ※ 平成26年7月 選定(予定)
- 平成26年7月以降 事業開始(予定)

5 応募団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局総務課において、上記「3. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された企画書等の資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

- ① 形式評価
応募団体について、応募条件への適合性について評価します。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。
- ② 書面評価
有識者等により提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施します。
- ③ ヒアリング

- ・ 必要に応じて、申請者(代理も可能としています。)に対して、ヒアリングを実施します。
- ・ なお、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なします。

④ 最終評価

- ・ 書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定します。

(3) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な人員、経験、設備、資金等が示されており、将来に渡っての継続的な実行可能性があるか。
- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業計画が事業目的に合致し、期待されるアウトカム・将来展望が明確であるか。
- ④ 事業計画が効果的・効率的なものとなっているか。
- ⑤ 対象国が厚生労働省（日本政府）と医療分野に関する覚書を署名した国であるか。
- ⑥ 研修内容が厚生労働省（日本政府）と医療分野に関する覚書の内容と整合性のあるものか。
- ⑦ 日本の医療機器を使用するなど、日本の医療の国際展開に資するものであるか。

注) 事業の対象は、覚書を結んだ国や覚書の内容に限定するものではないが、覚書と合致する事業を優先的に採択する。

(4) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定です。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることとなります。

6 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、12,623千円の1/2を乗じた金額を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業の実施に必要な、人件費（職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費）に限ります。

補助額については実際に要した経費の1/2を乗じた金額とします。

また、補助金の交付時期については、交付決定後、年度内の必要な時期に支払をいたします（精算払）。

なお、27年度以降の財政支援については未定です。

7 応募方法等

(1) 企画書の作成及び提出

「外国人医師等研修受入支援事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

別添の企画書様式に基づき企画書には以下の項目及び公募要領に示されている評価の観点を盛り込んでください。記入漏れ等無いようにしてください。

- ① 本事業を実施する組織体制
- ② 平成26年度における実施スケジュールと実施内容（具体的なもの）
- ③ 事業に係る費用積算
- ④ 現在応募団体にて実施している類似事業（あれば）の概要説明
- ⑤ 平成27年度以降の実施体制

(2) 応募方法

① 提出期間

平成26年6月2日（月）から平成26年6月30日（月）18時（必着）

② 提出先・問合せ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課 まで

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「外国人医師等研修受入推進事業」と朱書きにより、明記してください。

問合せ先：厚生労働省医政局総務課

Tel：03-5253-1111（内線2522）

Fax：03-3501-2048

③ 提出書類

以下の書類を2部提出ください。

- A. 「外国人医師等研修受入推進事業企画書」
- B. 団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料
- C. 団体の直近決算年度の確定申告書（写）、財務諸表（写）
- D. その他必要な資料

④ その他

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもありますのでご承知おきください。

以上

(企画書 様式)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室長 殿

法人等名称
申請者 印

平成26年度 外国人医師等研修受入推進事業
実施団体への公募について

標記について、次のとおり関係書類を添えて応募します。

外国人医師等研修受入推進事業 計画書

団体名

1. 申請者

| | |
|---|--|
| (フリガナ) ①氏名 (団体の長) | |
| ②事務局所在地 | |
| ③事務局担当者 氏名 連絡先 電話番号 FAX番号 Mailアドレス | |

2. 外国人医療従事者研修受入体制及び実施計画について

| |
|-------------------------------|
| (1) 本事業を実施する組織体制について (500字程度) |
| |
| (2) 過去の研修実績 (500字程度) |
| |

(3) 貴団体と相手国・相手医療機関との関係（本研修事業を実施する背景及び今後の協力関係の展望）（500字程度）

(4) 平成26年度における実施内容及び実施スケジュールについて（1,500字程度）
・研修において医療機器等を使用する場合は、使用する医療機器等を記載すること

(5) 事業実施により期待される効果について（1,000字程度）
・相手国の医療の質の向上、日本の医療の国際展開にどのように資するのかについて記載すること

(別添2)

外国人医師等研修受入推進事業 予定費用

| 区分 | 支出予定額 | | | 備考(摘要) |
|---------|-------|-------|-------|--------|
| | 員数 | 単価(円) | 金額(円) | |
| 人件費 | | | | |
| 報償費(謝金) | | | | |
| 旅費 | | | | |
| 印刷製本費 | | | | |

厚生労働省の医療の国際展開の取組

平成26年4月1日現在

A S E A N

(1) カンボジア

- ・平成25年11月、覚書に署名
- ・公的医療保健制度に係る経験の共有、医療サービスの強化に係る協力、先進的な医薬品・医療機器の導入といった分野において相互に協力を行うことを確認

(2) ラオス

- ・平成25年11月、覚書に署名
- ・①医師・看護師・保健師等の人材開発、②日本の公的医療保険制度に係る経験の共有、③医療サービスのケアの質の向上のための専門知識の交換、④病院・保健所管理のノウハウの移転、⑤遠隔医療や電子カルテといった日本の経験や技術の紹介といった分野において、相互に協力を行うことを確認

(3) ミャンマー

- ・平成25年12月、覚書に署名
- ・①ミャンマー保健省の行政官を日本に受け入れ、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成を目指し、日本の公的医療保険制度についての経験を共有、②医師・看護師・助産師・公衆衛生専門職等の人材開発、③医療サービスにおけるケアの質向上のための専門知識の交換、④病院・保健所の日本式管理のノウハウの移転といった分野において、相互に協力を行うことを確認

(4) ベトナム

- ・平成26年3月、覚書に署名
- ・①社会保障制度：日本の公的医療保険システムの経験の共有を通じたユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現、②高齢化社会への対応：政策対話と技術支援による知見と経験の共有、③新興感染症及び再興感染症の予防及び管理と、災害への対策及び応答、④人材開発：医師・看護師・助産師・公衆衛生専門職及びE-ヘルス、⑤先進技術：先進的な医療技術・医薬品・医療機器の導入（生活習慣病対応の技術・製品を含む）、⑥規制：上記⑤を実現するため、日本の医薬品・医療機器のメーカーがベトナム市場にアクセスする際にかかる規制について、ベトナムが当事者である国際的合意の下でベトナムの責任の範囲内で、改善措置を採ることをベトナム政府に推薦する、⑦E-ヘルス：E-ヘルス、特にE-ヘルス基準の開発、公的医療保険、病院情報システム（HIS）、健康管理情報システム（HMIS）及びデータセンターについての日本の経験や技術の紹介、⑧政策対話：国際

保健外交についての情報や経験の交換、⑨相互に関心のある分野について両国の病院、施設および大学の間の協力促進といった分野において、相互に協力を行うことを確認。

(5) マレーシア

- ・保健・医療分野での協力に関する覚書の署名に向けて交渉中

(6) タイ

- ・保健・医療分野についての協力関係強化について合意

中東・アフリカ

(7) バーレーン

- ・平成25年8月、覚書に署名
- ・保健、医療、臨床研究、公的医療保険、医薬品・医療機器などの分野において、人材交流等の協力を合意。

(8) カタール

(9) UAE

- ・保健・医療分野での協力に関する覚書の交渉中

(10) トルコ

- ・平成26年1月、覚書に署名
- ・①医療・保健システム、保健情報及び情報システムの強化、②老人介護制度及び在宅医療サービスの強化、③医療・保健サービス分野に従事する人材への教育、④病院の耐震設計技術、⑤医療・保健分野における官民連携モデル（PPP）、⑥医薬品及び医療機器の規制に関する経験及び情報の交換、⑦救急医療サービス及び災害時の医療・保健サービスのマネジメント、⑧共同プロジェクト作業の立ち上げ、⑨関連医療機関同士の協力の提供 といった分野において、相互に協力を行うことを確認

南米

(11) ブラジル

- ・医療・保健分野での協力覚書について、調整を行うことで合意。

ロシア

(12) ロシア

- ・保健・医療分野での協力に関する覚書の交渉中

アジア（ASEAN以外）

（13）トルクメニスタン

- ・平成25年9月覚書に署名。
- ・①内視鏡操作技術の向上 ②放射線治療及び効果的な照射方法

（14）インド

- ・保健・医療分野での協力に関する覚書の交渉中

なお、平成26年4月現在において、当該国からの医療従事者等の受入スケジュールが確定しているものではないことを申し添えます。